

**A12** 贈与税の課税制度には、原則の暦年課税制度と選択制の相続時精算課税制度の二つがあります。贈与税は相続税の補完税となるものですので、将来の相続税対策も踏まえて贈与の方法を考える必要があります。

(1) 贈与税の暦年課税制度

(ア) 暦年課税制度の概要

持分の定めのある社団医療法人（経過措置型医療法人）の出資持分は、税法上有価証券として扱われますので、個人である社員がこれを後継者である個人に対し贈与した場合には贈与税が課税されます。

贈与税は一人の人がその年1月1日から12月31日までの間に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額110万円を控除した金額に対して課税されます。

贈与税は財産の贈与を受けた者が申告、納税しますが、1年間の贈与財産の合計額が110万円以下のときは、贈与税は課税されず、贈与税の申告も必要ありません。

(イ) 暦年課税制度の活用

贈与税の暦年課税制度は毎年1月1日から12月31日までを計算期間とし、累進税率が適用されます。従って毎年継続して連年で贈与を行うと(a)基礎控除額110万円を毎年控除でき、(b)累進税率を緩和することができます。

よって、医療法人の理事長である親が、後継者である子に、毎年継続して出資持分を連年贈与すると贈与税を抑えながら相続税対策となる可能性があります。この場合の出資持分の評価額は「財産評価基本通達194-2（医療法人の出資の評価）」により評価された価額となります。

(ウ) 贈与の際の留意事項

医療法人の出資持分を後継者に贈与する場合は以下のことを考慮すべきです。

- (a) 前理事長が退職し、役員退職金給与を支払った場合など、出資持分の相続税評価が大きく下がったときに多く贈与する
- (b) 基礎控除額110万円を毎年利用できるように連年贈与する
- (c) 将来後継者が確実視されるものに、世代飛ばしの贈与をずる
- (d) 贈与税の平均税率が将来の相続税率を下回るように贈与する
- (e) (d)の状況によっては、連年贈与する場合に基礎控除額を超える金額を贈与し、贈与税の納税をする

(相法21の2、21の5、21の7)

(2) 相続税精算課税制度

(ア) 相続時精算課税制度の概要

相続税精算課税制度は、暦年課税制度との選択適用が認められている制度で、満 65 歳以上の親から満 20 歳以上（いずれもその年の 1 月 1 日現在）の推定相続人（子どもに限るが、代襲相続人も含まれ、養子でも構いません）に対する贈与に限り選択が可能です。この制度を選択すると 2,500 万円まで無税で、2,500 万円を超える部分については一律 20%の贈与税の課税という制度です。

養子の人数に制限はなく、兄弟姉妹がそれぞれ別々に選択でき、父母についてもそれぞれの親ごとに選択することができます。

また、暦年課税制度では贈与者ごとに、その年に受けたすべての者からの贈与財産を合計して贈与税を計算しますが、相続税精算課税制度は、これとは切り離して父母ごとに計算し、その親に相続が発生するまで合算していきます。

#### （イ）相続時精算課税制度を選択した場合の贈与税

精算課税制度の適用を受けようとする者は、贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に、精算課税制度を選択する旨の届出書を贈与税の申告書に添付して税務署に提出する必要があります。この制度を一度選択すると、その親との間では相続発生まで、この制度が適用され暦年課税制度に戻ることはできません。

2,500 万円の特別控除額に達するまで何度でも無税で贈与できますが、暦年贈与の 110 万円の基礎控除の適用はありません。

#### （ウ）相続時精算課税制度を選択した場合の相続税

精算課税制度を選択した相続人は、その贈与者である親に相続が発生した時は、それまでにこの制度の適用を受けた贈与財産の価額と相続財産の価額を合算して計算した相続税額から、既に納めた贈与税額相当額を控除して相続税を計算することになります。

相続財産は、相続発生時の課税価額で計算され、合算される贈与財産の価額は贈与を受けた時の課税価額で計算します。

#### （エ）贈与税額の清算

暦年贈与の場合、3 年以内の贈与により相続財産に加算された財産につき既に支払った贈与税については、相続税から控除することができます。ただし、控除し切れなかった贈与税については還付されません。

また、精算課税制度による贈与により相続財産に加算されたものにつき既に支払われた贈与税についても、相続税から控除されます。さらに控除し切れなかった贈与税は還付されます。

（相法 21 の 9～13、21 の 15～16）